



公共工事における監督・検査の充実について（通知）

技術基準の種類: 技術管理
通知日: 平成15年2月20日

管第2638号
平成15年2月20日

部 内 各 課 長
日野総合事務所県土整備局長
各 地 方 県 土 整 備 局 長
鳥 取 港 湾 事 務 所 長
姫路鳥取線用地事務所長
鳥 取 空 港 管 理 事 務 所 長

} 様

県土整備部長
(公 印 省 略)

公共工事における監督・検査の充実について（通知）

このことについて、平成15年2月10日付国官技第290号国土交通省大臣官房技術調査課長より別添のとおり通知がありましたので御承知ください。



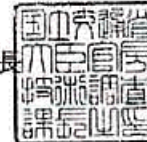
国官技第290号
平成15年2月10日

鳥取県 県土整備部長 殿



国土交通省大臣官房

技術調査課長

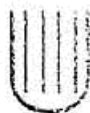


公共工事に係る監督・検査の充実について

公共工事の品質確保は社会的に重要な要請であり、特に、適正な工事の履行確保を目的とした監督業務や、目的物の最終的な受け取りにあたっての検査業務を適時適切に遂行することが、品質を確保する上で最も重要な要素の一つとなっています。

このため、「公共工事に係る監督・検査の充実について」（平成14年1月23日付け国官技第302号）等により、総合政策局、都市・地域整備局、河川局、道路局、及び住宅局から各地方整備局等に対して、所管補助事業における監督・検査業務に係る外部委託費が「測量及び試験費」等で支弁できること等を通知したところですが、最近、著しい低価格による入札が増加してきていることに鑑み、監督・検査業務の充実等による品質確保に向けた取り組みの一層の推進をお願いします。

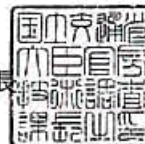
なお、監督・検査業務の充実は、特に、市町村を中心にその必要性が高いと考えられることから、再度、貴管下市町村等に対してもこの旨周知徹底方お願いいたします。



国官技第302号
平成14年1月23日

鳥取県
土木部長 殿

国土交通省大臣官房
技術調査課長



公共工事に係る監督・検査の充実について

公共工事の品質確保は社会的に重要な要請であり、特に、適正な工事の履行確保を目的とした監督業務や、目的物の最終的な受け取りにあたっての検査業務を適時適切に遂行することが、品質を確保する上で最も重要な要素の一つとなっています。

このため、今般、都市・地域整備局、河川局、道路局、及び住宅局等から各地方整備局等に対して、所管補助事業における監督・検査業務に係る外部委託費が「測量及び試験費」等で支弁できる旨改めて通知されました。

また、入札以降、品質確保の観点から監督・検査の外部委託が特に必要となった場合においても、個別の工事に対応して外部委託が可能な旨、併せて通知されたところです。

この際、関連する事項を合わせて御連絡いたします。

1. 先の総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第1次答申」（平成13年12月11日）において、「公共工事の質を確保するためには、現場での施工の監督・検査（工事の途中段階での検査を含む）を徹底する必要がある、競争環境の一層の整備と並行して、発注した工事の監督検査について、会計法及び地方自治法施行令の規定の下での監督・検査の外部委託を積極的に活用するべきである」との提言がなされ、政府においても、本答申を最大限に尊重し、所要の施策を速やかに取り組むとの方針について、同18日、閣議決定されたところです。

2. 発注者責任研究懇談会「発注者責任を果たすための具体的施策のあり方（第一次とりまとめ）」（平成12年3月）において、発注者が一定評価力をもつことにより、施工段階における工事の適正な監督・検査が可能となること、また、発注者の評価力が不足する場合は外部からの支援を受け、一定の評価力を担保すべきである旨の報告を頂いているところです。

さらに、厳正かつ公正な評価を担保する仕組みを構築しながら民間の活用も視野に入れた支援制度を確立していく必要があるとした上で、支援者の対象としては、一定の技術力を保持する技術者を保有し公正な立場からの支援が期待できる法人等で、例えば、各都道府県に設置されている建設技術センター等が考えられるとされているところです。

以上を御参考の上、今後とも、公共工事の監督・検査業務の充実を図ることにより公共工事の品質確保に向けた積極的な取り組みをお願いいたします。

なお、監督・検査業務の充実は、特に、市町村を中心にその必要性が高いと考えられることから、貴管下市町村等に対してもこの旨周知徹底方お願いいたします。

参考資料

国土交通省所管補助事業等（地方整備局等に関するもので港湾事業に関するものを除く）
における監督・検査業務に係る外部委託費の取扱

	都市・地域整備局	河川局	道路局	総合政策局 ・住宅局
1 対象事業	所管補助事業 （地方道路整備臨時交付金等を含む）	所管補助事業	所管補助事業 （地方道路整備臨時交付金等を含む）	所管補助事業
2 委託費の費目等	測量及び試験費			付帯事務費 測量及び試験費 土地整備費（測量・調査・設計費） 特定工事 等
3 委託内容	現場技術業務委託（検査を含む）			
4 特に品質確保の観点から、入札以降に費目変更等により監督強化等を行う場合の手續に関して	地方整備局等における交付決定変更申請の審査の迅速化			（公営住宅整備事業等では制度上費目変更は生じない）

国都総第4331号
国都まち第168号
国都市第419号
国都街第99号
国都公緑第249号
国都下事第586号
平成14年1月23日

各地方整備局 建政部長
北海道開発局 事業振興部長 あて
沖縄総合事務局 開発建設部長

都市・地域整備局 総務課長

まちづくり推進課長

市街地整備課長

街路課長

公園緑地課長

下水道部 下水道事業課長

都市・地域整備局所管補助事業等における監督体制の確保について

公共工事の品質確保の観点から、現場技術業務（施工監督並びに積算に必要な図面その他の資料の作成及び現場条件等の調査に関する業務）の委託に関し、下記のとおり措置することとしたので通知する。

なお、総合規制改革会議答申（平成13年12月11日）においても、特に地方公共団体の「監督・検査の外部委託の積極的推進」が明記されているので念のため申し添える。

記

1. 現場技術業務の委託費について

現場技術業務委託（検査を含む。以下同じ）の委託費は、従来より測量及び試験費で支弁できることとされているが、改めて貴局管内の地方公共団体に周知徹底を図られたい。

2. 費目変更について

入札の結果、品質確保の観点から現場技術業務委託の活用が必要と判断される場合には、当初要求の「本工事費」を「測量及び試験費」に費目変更することができる。

この場合において、いわゆる軽微な変更にあたる場合は国土交通大臣又は地方整備局等（各地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）の長の承認行為は不要である。また、軽微な変更以外の変更を行う場合には、地方公共団体は経費の配分の変更申請等を行う必要があるが、地方整備局等において行うこととなっている申請に係る書類の審査等は、制度の活用が促進されるよう迅速かつ合理的な審査に努められたい。

なお、本省においても同様の取り組みをすることとしているので、念のため申し添える。

品質確保のための監督・検査基準については、必要に応じて、「土木工事監督技術基準（案）及び地方建設局土木工事検査基準（案）の改訂について」（平成9年3月30日付け建設省技調発第91号建設大臣官房技術審議官通達）も参考にされたい。

国総宅256号
国住備174号
国住街195号
平成14年1月23日

各地方整備局
北海道開発局
沖縄総合事務局

担当部長 殿

総合政策局 宅 地 課 長

住 宅 局 住宅総合整備課長

市街地建築課長

総合政策局及び住宅局所管補助事業等における監督体制の確保について

公共工事の品質確保の観点から、現場技術業務（施工監督並びに積算に必要な図面その他の資料の作成及び現場条件等の調査に関する業務）の委託に関し、下記のとおり措置することとしたので通知する。

なお、総合規制改革会議答申（平成13年12月11日）においても、特に地方公共団体の「監督・検査の外部委託の積極的推進」が明記されているので念のため申し添える。

記

1. 現場技術業務の委託費について

現場技術業務委託（検査を含む。以下同じ）の委託費は、これまでも各事業に応じ「附帯事務費」、「測量及び試験費」、「土地整備費（測量・調査・設計費）」、「特定工事」で支弁できるとされているが、改めて貴局管内の地方公共団体に周知徹底を図られたい。

2. 費目変更について

入札の結果、品質確保の観点から現場技術業務委託の活用が必要と判断される場合には、当初要求の「本工事費」を「測量及び試験費」に費目変更することができる。

上記などの費目の変更を行う場合において、いわゆる軽微な変更にあたる場合は国土交通大臣又は地方整備局等（各地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）の長の承認行為は不要である。また、軽微な変更以外の変更を行う場合には、地方公共団体は経費の配分の変更申請等を行う必要があるが、地方整備局等において行うこととなっている申請に係る書類の審査等は、制度の活用が促進されるよう迅速かつ合理的な審査に努められたい。

なお、公営住宅整備事業等においては、制度上費目の変更は生じないことを念のため申し添える。